

10 ブロック塀等耐震化支援事業

① ブロック塀等耐震アドバイザー派遣

ブロック塀等^{*}の安全性を判断するため、所有者の求めに応じて区が専門家を派遣し、ブロック塀等の状況を現地で確認したうえで、安全性の判断、改修方法、法的手続きの助言を行います。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2844、2845

※ ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀その他これらに類する塀で、地震発生時において、倒壊により人の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがあるものをいいます。

●対象となるブロック塀等

1	区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）に面するもの
---	------------------------------

●申込対象

個人	・複数の方が権利を有する場合は、当該権利を有する方の全員の同意により管理者として選任された方
マンション管理組合	・区分所有者の集会の決議により選任された方又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た方
法人	・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。 ・宅地建物取引業者又は不動産賃貸業を営む者でないこと。 ・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない方

●派遣内容

派遣の費用	無料（すべて区で負担）
派遣の回数	年度にかかわらず合計3回までが限度

●申請に必要な書類

1	ブロック塀等耐震アドバイザー派遣申請書（第13号様式）
2	所有者であることが確認できる書類（固定資産税納税通知書（写し）、登記事項証明書（土地・建物）等）[申請者が個人の場合]
3	登記事項証明書の写し [申請者が法人の場合]
4	従業員の数が確認できる資料（法人事業概況説明書等）[申請者が法人の場合]
5	派遣対象のブロック塀等の写真

●申請内容の変更

派遣の決定通知を受けた後、事情により申請の内容に変更が生じたときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせの上、ブロック塀等耐震アドバイザー派遣申請内容変更届（第16号様式）を提出してください。

●取りやめの届出

派遣の決定通知を受けた後、事情により派遣の利用を取りやめるときは、ブロック塀等耐震アドバイザー派遣利用取りやめ届（第17号様式）を提出してください。

●手続きの流れ

